

## 長崎県がん予防推進員養成講座実施要領

がんに関する正しい知識の普及啓発を図るため、「がん検診の推進に関する協力協定書」（以下「協定書」という。）を締結した企業（以下「協定企業」という。）が「長崎県がん予防推進員養成講座」（以下「養成講座」という。）を開催する場合は、本要領に基づき実施するものとする。

### 1 養成講座の内容

- (1) 講座は2単位とし、1単位は概ね50分とし、次の講義を必須単位とする。
- (2) 県によるがん検診の推進に関する講義を1単位とする。
- (3) 長崎県医師会によるがんに関する講義を1単位とする。
- (4) 推進員としての心構え（守秘義務、営利目的への利用禁止等）

### 2 実施方法

- (1) 養成講座を開催する協定企業は、あらかじめ講義内容を様式1により開催申請をおこなうこと。
- (2) 県、及び長崎県医師会は、協定企業から養成講座開催の申請の内容を精査し、本要領に準拠していることを確認した場合は、様式2により確認書を交付する。
- (3) 確認書を交付された協定企業は、申請内容に基づき養成講座を開催後、直ちに様式3により県、及び長崎県医師会へ報告し、認定証の交付を求めるものとする。

### 3 がん対策推進員証

- (1) 養成講座を修了した者に対し、長崎県がん予防推進員証を発行する。